

学校法人東邦学園 評議員名簿

2026年4月1日現在

区 分	氏 名	職 名
第32条第1項第1号 (4名) (職員)	尚 爾華	愛知東邦大学 教授
	袴田 克彦	学校法人東邦学園 職員
	若山 大樹	東邦高等学校 教諭
	古田 知子	東邦高等学校 教諭
第32条第1項第2号 (2名) (卒業生)	森川 早苗	愛知東邦大学・東邦学園短期大学 同窓会 邦友会会長
	宮地 和徳	宮地建設有限会社 代表取締役 東邦高等学校同窓会 東邦会副会長
第32条第1項第3号 (2名) (保護者)	葛本 誠	王子ネピア株式会社 愛知東邦大学 後援会会長
	杉山 英孝	豊島株式会社 東邦高等学校 PTA会長
第32条第1項第4号 (4~5名) (学識経験者)	岡部 年彦	東海東京証券株式会社 顧問
	杉崎 正美	社会福祉法人サン・ビジョン 参与
	元松 茂	あかね法律事務所 東邦学園顧問弁護士
	若林 努	愛知東邦大学 元副学長
定員 (12~13名)	現員 (12名)	

【評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方】

現行私立学校法は改正趣旨において、評議員会と理事会との関係に「建設的な協働と相互けん制」を求めている。これの具現化に向けて、旧法当時にあった評議員会と理事会との著しい数的差異を改め、熟議が交わせる環境を整える必要があると判断し、評議員数は、理事8~9名、監事2名に対して、12~13名とする。

構成は幅広く意見を求めるため、予め定めた選出方法に基づく。法人教職員4名、卒業生2名、学生・生徒の保証人・保護者2名のほか、学外有識者を4~5名選任する。私立学校法に基づき学園教職員は評議員総数の3分の1を超えない数を定数として設定し、ステークホルダーである卒業生と学生・生徒の保証人・保護者からの選出も定数を定め、それ以外は学外有識者を適切に配置することができるよう、外部性を担保できる構成比率とした。